

# DPC 病院における薬剤師の病棟業務に関する実態調査 記載要領

回答締め切り日 平成 21 年 8 月 19 日(水)までにご返送ください。

※「Ⅱ. 基礎数値」については平成 21 年 7 月 27 日または 7 月の 1 ヶ月間のデータを、「Ⅲ. 調査期間中の業務量」、「Ⅳ. 病棟(看護単位)の病床数・診療科目・病棟薬剤師数」については、平成 21 年 7 月 27 日～8 月 2 日の 1 週間のデータを記入してください。

※平成 21 年 7 月分のデータが回答締め切り日までに揃わない場合、データが揃い次第 E-メールにて dpc@jshp.or.jp に送付してください。

※薬剤部門にデータのない項目は、事務部門等と相談して記入してください。

※小数点以下は、第 2 位を四捨五入して第 1 位まで記入してください。

●施設名は、正式名称を記入してください。

(例： 医療法人 ○○○会 △△△病院、 独立行政法人国立病院機構 □□センター)

●病院 ID は、郵送にて送付の調査表に記載の番号を記入してください。

## I. 施設分類

### 1. DPC 対象区分

(1)～(5)DPC 対象病院として認可を受けている場合は、選択してください。また、(6)～(8)DPC 準備病院として調査に参加している場合は、選択してください。

## Ⅱ. 基礎数値(2～7)

### 2. 許可病床数

(1)DPC 算定病床数を記入してください。DPC 準備病院は、次の入院基本料・特定入院料を算定している患者としてください。

・一般病棟入院基本料(7 対 1、準 7 対 1、10 対 1、13 対 1、15 対 1)

・特定機能病院入院基本料(一般)

・専門病院入院基本料(7 対 1、準 7 対 1、10 対 1、13 対 1)

・救命救急入院料

・特定集中治療室管理料

・ハイケアユニット入院医療管理料

・脳卒中ケアユニット入院医療管理料

・新生児特定集中治療室管理料

・総合周産期特定集中治療室管理料

・広範囲熱傷特定集中治療室管理料

・一類感染症患者入院医療管理料

・小児入院医療管理料

・救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合で、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保している専用病床に入院したものとみなされるもの(死亡時の 1 日分の入院料等を算定するもの)も含む。

(2)は承認又は許可を受けている総病床数を記入してください。

### 3. 平均在院患者数

平成 21 年 7 月 1 日～31 日の毎日 24 時時点の在院患者数の総合計を 31 で除した数を、それぞれ ((1)DPC 算定病床、(2)承認又は許可を受けている総病床) 記入してください。

### 4. 平均在院日数

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{直近 3 ヶ月間の在院患者延日数} \times 2}{\text{直近 3 ヶ月間の新入院患者数} + \text{直近 3 ヶ月間の新退院患者数}}$$

直近 3 ヶ月とは、平成 21 年 5、6、7 月のことです。医事課等から聴取の上、記入してください。

### 5. 病床稼働率

平成 21 年 7 月の 1 ヶ月間の DPC 算定病床の病床稼働率を医事課等から聴取の上、記入してください。

### 6. 薬剤部門職員数

7 月 27 日現在の薬剤部門の職員数を記入してください。なお、常勤職員とは正規雇用者、非常勤職員とは正規雇用ではない雇用形態の者としてします。

#### (1)薬剤師数

「非常勤 A」とは、就業規則に定められた 1 週間の就業時間数が、常勤職員と同一(例：40 時間)である者、「非常勤 B」とは、就業規則に定められた 1 週間の就業時間数が、常勤職員より少ない(例：40 時間未満)である者とします。

(2)薬剤補助者(助手、事務職員等)数は、薬剤師数の算出方法に準じます。

なお、薬剤師の非常勤 B 及び薬剤補助者の非常勤者数は、以下の式により算出してください。

$$\text{非常勤 B 職員数 (薬剤補助者数)} = \frac{\text{非常勤 B 職員の 1 週間の実働勤務時間(複数の場合は合計)}}{\text{常勤職員の 1 週間の勤務時間数(就業規則に定められた就業時間数)}}$$

### 7. 夜間休日体制

平日準夜(午後 6～10 時)、平日深夜(午後 10～午前 6 時)、休日日中(午前 8～午後 6 時)における調剤体制について、(1)専従(各時間帯において、薬剤部の業務のみに従事していること)、(2)兼任(各時間帯において、薬剤部と薬剤部以外(病棟等)の業務に兼務していること)、(3)オンコール(各時間帯において、自宅待機等で必要時に呼び出しを受けて対応できる体制を取っていること)、(4)対応なしの該当と人数を記入してください。

### 8. 救急医療への関与

平日日中(午前 8～午後 6 時)、平日準夜(午後 6～10 時)、平日深夜(午後 10～午前 6 時)、休日日中(午前 8～午後 6 時)における救急医療に対する薬剤師の関与について、(1)専従(各時間帯において、救急医療業務のみに従事していること)、(2)兼任(各時間帯において、救急医療とその他(病棟・薬剤部等)の業務に兼務していること)、(3)オンコール(各時間帯において、自宅待機等で必要時に呼び出しを受けて対応できる体制を取っていること)、(4)対応なしの該当と人数を選択してください。

注)夜間休日において、薬剤部の業務に専従している薬剤師は、救急医療に関する調剤等を行っていても、救急医療に兼任する人員に入れることはできません。

### 9. カンファレンス参加回数

薬剤師が 1 名以上参加したカンファレンスの回数を記入してください。診療科単位で実施されるカンファレンスと、病棟単位で実施されるカンファレンスが一致する場合は、診療科単位で実施されるカンファレンスに数え、重複計算しないでください。診療に直接関係するカンファレンスとは、研修目的等のカンファレンスを除きます。

### 10. クリニカルパスへの関与

クリニカルパスの数と、そのうち薬剤師が関与するパスの数を記入してください(DPC 対象患者に係るクリニカルパスの数とする)。薬剤師が関与するパスの数とは、パスの行程中に薬剤師の関与が明確に記されている(たとえば、パス中に薬剤管理指導を行うことが明記されている)パスのことを示します。

## Ⅲ. 調査期間中の業務量

### 11. 入院処方せん枚数、件数

入院処方せん枚数は、平成 21 年 7 月 27 日～8 月 2 日の入院処方せん枚数総合計を 7 で除した数を記入してください。注射薬の処方せん枚数は、平成 21 年 7 月 27 日～8 月 2 日の処方せん枚数総合計を 7 で除した数を記入してください。処方せん枚数は、貴施設の数え方で 1 日平均注射剤処方せん枚数を算出してください。

### 12. 注射剤混合業務

各業務の実施率を算出するため(1)の(A)～(D)は、それぞれの処方件数を記入してください(1 日 2 回の場合 2 件)。(2)は、実際に無菌製剤調製した件数を記入してください。

## Ⅳ. 病棟(看護単位)の病床数・診療科目・病棟薬剤師数

診療科目は、下記項目から該当する科目の番号を選択してください(該当する科目がない場合近い科目を選択してください)。

番号	診療科目	備考
1	内 科	呼吸器科・消化器科・循環器内科・神経内科・心療内科・アレルギー科・リウマチ科等を含む
2	小 児 科	小児外科を含む
3	精 神 科	神経科を含む
4	外 科	脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科を含む
5	整 形 外 科	リハビリテーション科を含む
6	産 婦 人 科	産科・婦人科を含む
7	眼 科	
8	耳鼻咽喉科	
9	皮 膚 科	
10	歯 科	
11	救急部・科	
12	そ の 他	泌尿器科・放射線科・麻酔科を含む

## V. 1週間の業務時間、薬剤管理指導料算定件数、処方提案・修正件数

「記入例」

薬剤師職員別雇用形態		主に担当する 病棟番号※1	就業時間内の病棟での業務時間 (時間/週)		就業時間内の病棟以外での業務時間 (時間/週)		就業時間外の業務時間 (時間/週)	
(1)	(1):常勤	10.外科	①病棟総時間※2	35 時間	④病棟外総時間※5	5 時間	⑦病棟時間※8	8 時間
薬剤管理指導料1算定	0	件	②薬剤管理指導※3	20 時間	⑤薬剤管理指導※6	3 時間	⑧病棟指導※9	5 時間
薬剤管理指導料2算定	25	件	③注射剤混合※4	5 時間	⑥注射剤混合※7	0 時間	⑨病棟外指導※10	3 時間
薬剤管理指導料3算定	15	件	④※常勤・非常勤Aでは「就業時間数」と等しくなる		40 時間	⑩処方提案修正※11		8 件

常勤薬剤師Aは、外科病棟において、就業時間(40時間)内において、1週間の平均として毎日7時間程度(①)、勤務している。そのうち、薬剤管理指導に毎日4時間(②)従事している。さらに、病棟において抗悪性腫瘍剤の注射剤の混合調製を毎日1時間(③)行っている。

また、薬剤部にも毎日1時間程度(④)滞在し、病棟に医薬品情報を検索できるシステムがないため、薬剤部において週3時間程度(⑤)を医薬品情報検索・収集・評価に充当し、医師・看護師への薬物の適正使用に関わる情報提供を行っている。就業時間外にも、病棟に週8時間程度(⑦)滞在し、毎日1時間程度(⑧)薬剤管理指導記録を記載している。薬剤部において週3時間程度(⑨)を医薬品情報検索・収集・評価に充当し、医師・看護師への薬物の適正使用に関わる情報提供を行っている。

この期間中に、病棟において医師に処方提案した件数は4件、病棟において疑義を照会し、処方が修正された件数は4件、合わせて8件(⑩)である。

注)薬剤部科長等(専ら、病院全体の管理に従事している)あるいは手術室、調剤室、中央材料室、外来化学療法室及び治験管理室に勤務している人を除きます。ただし、上記部署と病棟業務を兼務している人は、病棟業務に携わった時間を記入してください。

## VI. 病棟薬剤師が、医療安全、医療の質向上、医療の効率化に貢献した事例(病棟常駐することで、薬剤師が、医師、看護師、患者(家族を含む)に感謝された事例があれば、それらも例示して下さい)

「記入例」

1	現在、週に1回、内科病棟のスタッフステーションで担当薬剤師が、医師と看護師等の医療スタッフとともに患者様の情報を共有している。ある時の病棟カンファレンスで、患者がその日の朝、呼吸困難の状態におちいったことを知り、服用されている薬について調べたところ、他の科から処方されている薬との相互作用が疑われた。すぐに主治医に提案して薬を中止した結果、患者の症状は改善された。定期的実施する薬剤管理指導以外から得られる患者情報に基づき、患者の不利益を回避できた1例であった。	時期 2009年 4月
2	これまで、新規入院患者の持参薬については、病棟看護師からの「鑑別依頼書」により、薬剤部内で薬の鑑別を行い、結果をフィードバックしていたが、この度、薬剤師が病棟で持参薬の鑑別を行うこととした。現在では、患者の入院時すぐに薬剤師が、患者の持参薬のみならず患者が服用しているサプリメントや健康食品の情報も収集し、「持参薬一覧表」を作成してカルテ上で情報共有しており、他の医療スタッフからも評価を得ている。	時期 2009年 6月